

第3号議案

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例及び豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例の一部改正について

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例及び豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

市等が実施する研修制度を受けた研修生の本市への定住促進をより円滑に進めるため、当該研修生に対する補助金の助成対象条件を見直したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例及び豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例の一部を改正する条例

(豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例の一部改正)

第1条 豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例(平成26年豊後大野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「場合に限り」を「場合(当該研修の修了が見込まれた場合を含む。)において」に改め、「当該修了の日」の次に「(当該研修の修了が見込まれた場合にあつては、市等が研修修了の見込みを証した日)」を加える。

(豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市定住促進に係る空き家改修の補助に関する条例(平成26年豊後大野市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「場合に限り」を「場合(当該研修の修了が見込まれた場合を含む。)において」に改め、「当該修了の日」の次に「(当該研修の修了が見込まれた場合にあつては、市等が研修修了の見込みを証した日)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。